# 新中間処理施設整備における市町村別負担額試算について

## 1. 構成市町村別建設費の内訳(概算事業費ベース)

(単位:億円、税込み)

					(単位	: 怎	意円、税込み)
市町村名	分担率	建設費 ①	交付金 ②	交付税 措置額 ③	負担額 ①-②-③		運営維持 管理費
	100.00	386	108	118	160		222
帯広市	55. 55	214. 4	60.0	57. 4	97. 0		123. 3
音更町	13. 41	51.8	14. 5	13. 9	23. 4		29.8
士幌町	1. 40	5. 4	1. 5	1.5	2. 4		3. 1
上士幌町	1. 33	5. 1	1. 4	2. 5	1. 2		3.0
鹿追町	0. 93	3. 6	1. 0	1.8	0.8		2. 1
新得町	2.05	7. 9	2. 2	4.0	1. 7		4. 6
清水町	1.86	7. 2	2. 0	3.6	1.6		4. 1
芽室町	5. 00	19. 3	5. 4	5. 2	8. 7		11. 1
中札内村	0. 69	2.7	0. 7	0.8	1. 2		1. 5
更別村	0.46	1.8	0. 5	0.8	0. 5		1.0
大樹町	2. 25	8. 7	2. 4	4. 3	2. 0		5. 0
広尾町	2.05	7. 9	2. 2	4.0	1. 7		4. 6
幕別町	7. 31	28. 2	7. 9	7. 6	12. 7		16. 2
池田町	1. 35	5. 2	1. 5	2. 7	1. 0		3.0
豊頃町	0. 67	2. 6	0. 7	1. 3	0.6		1. 5
本別町	1. 09	4. 2	1. 2	2. 1	0.9		2. 4
足寄町	1. 20	4. 6	1. 3	2. 3	1. 0		2. 7
陸別町	0. 44	1. 7	0.5	0.8	0.4		1.0
浦幌町	0.96	3. 7	1. 0	1. 9	0.8		2. 1

<sup>\*</sup>構成市町村別の交付税措置額は、過疎対策事業の起債が可能な町村(町村名・負担額等に網掛けしている町村)については、起債対象金額の全てを過疎対策事業として起債し、その他市町村については一般廃棄物処理事業を起債したと仮定し、試算したもの

令和5年 1月20日

第34回 新中間処理施設整備検討会議 資料2 - 補足資料

(会議終了後の追加資料)

#### 2. 費用負担の考え方

#### (1) 一般廃棄物処理事業債を活用する場合

①建設工事等のうち循環型社会形成推進交付金の対象事業

循環型社会形成推進交付金<組合>	市町村分担金・負担金			
后水至江五//	地方債(一般廃棄物処理事業)			
	2/3 又は 1/2の90%			
1/3 又は 1/2	交付税措置 (50%)	実質負担 (50%)	は1/2 の 10%	

#### ②建設工事等のうち循環型社会形成推進交付金の対象外事業

市町村分担金・負担金				
地方債(一般廃棄物処理事業)		一財		
75%				
交付税措置 (30%)	実質負担 (70%)	25%		

### (2) 過疎対策事業債を活用する場合

①建設工事等のうち循環型社会形成推進交付金の対象事業

循環型社会形成推進交付金<組合>	市町村分担金・負担金			
個殊主任 A D D M M M M M M M M M M M M M M M M M	地方債(過疎対策事業)			
	2/3 又は 1/2の100%			
1/3 又は 1/2	交付税措置 (70%)	実質負担 (30%)		

#### ②建設工事等のうち循環型社会形成推進交付金の対象外事業

市町村分担金・負担金	
地方債(過疎対策事業)	
交付税措置 (70%)	実質負担 (30%)

<sup>\*</sup>この試算については、概算事業費に構成市町村ごとの分担率を乗じて小数点第2位で四捨五入したものであり、項目ごとの合計とは一致しないもの

<sup>\*</sup>今後、提案する予算額とは必ずしも一致しないもの